

令和4年度青森産品輸出基盤強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、コロナ禍で変化した輸出先のニーズや、海外の食品規制へ対応した商品の創出による県産品の輸出促進を図るため、県内中小企業等が行う海外向け商品の開発等に要する経費について、令和4年度予算の範囲内において、当該中小企業者等に対し、青森産品輸出基盤強化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者であって、県内に本社・事業所を有するもの（以下「中小企業者」という。）
- (2) その他知事が適当と認める組織・団体

(補助対象経費及び補助金の額)

第3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(申請書等)

第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助対象経費の内容を明らかにした見積書等
- (2) 補助事業者が法人の場合にあっては定款、複数の中小企業者で構成するグループ等の場合にあっては当該組織及び運営に関する規定等の写し、個人事業主の場合にあっては確定申告書の写し
- (3) 最近1か年の貸借対照表及び損益計算書
- (4) その他知事が定める書類

3 補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容について、変更を加える場合（ただし、補助対象経費の総額の20パーセント以内の増減を行う場合を除く。）において、令和4年度青森産品輸出基盤強化事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、令和4年度青森産品輸出基盤強化事業中止（廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(申請の取下げの期日)

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第8 補助金の請求は、令和4年度青森産品輸出基盤強化事業費補助金請求書（第3号様式）を知事に提出して行うものとする。

(状況報告)

第9 県は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について、報告書の提出を求めることができる。

(実績報告)

第10 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の1月31日のいずれか早い期日までに令和4年度青森産品輸出基盤強化事業完了（廃止）実績報告書（第4号様式）に補助対象経費に係る支払証拠書類の写しを添えて知事に提出して行うものとする。

- 2 前項の実績報告を行うに当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、令和4年度青森産品輸出基盤強化事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（第5号様式）を提出するものとする。

- 2 県は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部について、その返還を請求するものとする。

附則

この要綱は、令和4年5月17日から施行する。

別表（第3関係）

補助対象経費		補助金の額
<p>コロナ禍で変化した輸出先のニーズや、海外の食品規制に対応した青森県産品を原材料に使った加工食品の商品開発又は、ブラッシュアップに要する経費のうち、次に掲げる経費とする。</p>		<p>補助対象経費の2分の1に相当する額又は1,000千円のいずれか低い額以内の額とする。</p>
区分	内 容	
謝 金	専門家謝金	
旅 費	専門家旅費	
事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信運搬費 ・ 借損料（リース料） ・ 原材料等購入費 ・ 試作・実験（分析）費（サンプル作成費の場合、事業期間内に使用した数量分のみ。） ・ パッケージ製作費 ・ 通訳・翻訳費 ・ 委託費（試作品の製造、輸出可否検査業務やマーケティング調査委託等） 	

※ただし、国、地方公共団体、公益法人、その他の法人・団体等から他の補助金又は助成金等を受給して実施する事業を除く。